

一斉付与方式の場合の例

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定

会社と 会社労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社に勤務する社員が有する平成 年度の年次有給休暇のうち6日分については、次の日に与えるものとする。  
5月2日、6日、9月20日、21日、22日、12月26日
- 2 社員のうち、その有する年次有給休暇の日数から5日を差し引いた残日数が「6日」に満たないものについては、その不足する日数の限度で、第1項に掲げる日に特別有給休暇を与える。
- 3 この協定の定めにかかわらず、業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、第1項に定める指定日を変更するものとする。

平成 年 月 日

会社 部長  
会社労働組合 執行委員長

- \* 労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、労使協定の締結を行う者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等により選出された者と協定することとなり、本モデルの「労働組合」等は「従業員代表」に変わります。

## グループ別付与方式の場合の例

### 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定

会社と 会社労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 各課において、その所属の社員を A、B の 2 グループに分けるものとする。  
その調整と決定は、各課長が行う。
- 2 各社員が保有する平成 年度の年次有給休暇のうち 5 日分については、各グループの区分に応じて、次のとおり与えるものとする。  
A グループ : 4 月 27 日、28 日、5 月 2 日、9 月 20 日、21 日  
B グループ : 5 月 6 日、9 日、10 日、9 月 26 日、27 日
- 3 社員のうち、その有する年次有給休暇の日数から 5 日を差し引いた残日数が「5 日」に満たないものについては、その不足する日数の限度で、第 2 項に掲げる日に特別有給休暇を与える。
- 4 この協定の定めにかかわらず、業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、第 2 項に定める指定日を変更するものとする。

平成 年 月 日

会社 部長  
会社労働組合 執行委員長

- \* 労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、労使協定の締結を行う者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等により選出された者と協定することとなり、本モデルの「労働組合」等は「従業員代表」に変わります。

## 個人別付与方式の場合の例

### 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定

会社と 会社労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社に勤務する社員が有する平成 年度の年次有給休暇のうち6日分については、計画的に与えるものとする。  
なお、社員のうち、その有する年次有給休暇の日数から5日を差し引いた残日数が「6日」に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 2 計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。  
前期 : 5月～9月までの間で3日間  
後期 : 10月～翌年3月までの間で3日間
- 3 各個人別の年次有給休暇付与計画表は、各回の休暇対象期間が始まる2週間前までに会社が作成し、発表する。
- 4 各社員は、年次有給休暇付与計画の希望表を、所定の様式により、各回の休暇対象期間の始まる1か月前までに、所属する課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、第4項の希望表に基づき、各社員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 この協定の定めにかかわらず、業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、第2項に定める指定日を変更するものとする。

平成 年 月 日

会社 部長  
会社労働組合 執行委員長

- \* 労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、労使協定の締結を行う者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等により選出された者と協定することとなり、本モデルの「労働組合」等は「従業員代表」に変わります。